

戦争をしない国であり続けるために

～安保法制を廃止するには～

part II

安倍政権は「特定秘密保護法」や「安保関連法制」を多くの国民が反対する中、説明をつくしていると言えないまま強行成立させました。世論は、決してこれを認めていません。怒りさえ覚えます。前回の講座では、安保法制の廃止を求める私達の声は、選挙を通して実現できることだと再認識させていただきました。そこで再度、十河先生にお越し願ひ、この夏の参議院選の重要性について改めてお話しいただきます。ポイントをつけて分かり易く話されますので、是非、多くの皆様に参加いただきたくお誘い申しあげます。

講師：十河 弘 氏 (弁護士)

と き：2016年5月29日(土) 13時30分～15時30分

と ころ：仙台市市民活動サポートセンター 研修室5(4階)  
仙台市青葉区本町二丁目8-15 電話 022-212-3010

交通案内：地下鉄ご利用の方は、地下鉄広瀬通り駅下車。西5番の通路を上る。  
バスをご利用の方は、電力ビル前または商工会議所前で下車。東二番丁通りと広瀬通りの西北角から西へ二つめのビル。出入口のガラス戸に市民活動サポートセンターの標示がありますので、そこを入り右手のエレベーターで4階まで。

参加費：300円

主催：宮城女性九条の会(仙台市青葉区上杉2-1-10 仙台YWCA会館内)

連絡先： ☎090-5832-6836(鹿戸) 又は 022-241-0429(門脇)

〈講師プロフィール〉

〈経歴〉

1968年 岡山県生まれ  
1991年 東北大学法学部卒業  
1996年 仙台弁護士会に登録(小野寺信一法律事務所所属)  
2001年 十河法律事務所設立(TEL 022-212-1603・FAX 022-212-1605)

〈主な役職〉

仙台弁護士会 法律相談センター運営委員会委員長、憲法委員会副委員長  
特定秘密保護法対策プロジェクトチーム委員、  
災害対策本部本部員等

東北弁連・日弁連 日弁連交通事故相談センター、法テラス等で役職を務めている。  
〈力を入れていること〉

- ・医療事故(患者側)、交通事故、原発損害賠償、多重債務者の救済など、市民の安全や平和を守るための活動や、自衛隊による市民監視の差し止めを求める訴訟等にも参加し、2012年仙台地裁・2016年仙台高裁で画期的な勝訴判決を得た。
- ・まじめに生きる市民が尊重され、人権が擁護され、被害が救済されるよう尽力したい。

〈趣味〉

野球、手品、星を見ること